平成２９年（フ）第５１号
静岡県周智郡森町睦実1748番地の１
債務者　大沼　　敏
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀内　智幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
滋賀県愛知郡愛荘町岩倉627番地４、前住所滋賀県彦根市正法寺町618番地１（104号）
債務者　安孫子知弘
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡村　庸靖
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市忠隈204番地８
債務者　岩下　栄治
１　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松尾　　朋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第７号
大分市新川町２丁目９番９号
債務者　清原　　修
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森脇　　宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９１１号
仙台市青葉区愛子東５丁目11番34号
債務者　横松　孔平
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　和聖
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１００３号
仙台市宮城野区福室６丁目９番10号　レジデンスモーレア102
債務者　我妻　史絵
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀井実千生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前11時５分
５　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２５号
仙台市泉区将監３丁目12番12号
債務者　加藤　裕一
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木下　清午
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
鹿児島県鹿児島市武２丁目10番３号　第２永田ビル２階
債務者　武　　理恵
１　決定年月日時　平成30年１月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙橋　昭広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月28日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年３月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２３５８号
北海道江別市大麻中町26番地の10　大麻ステーションビル505号
債務者　土井　一己
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４５０号
北海道江別市元江別本町６番地の６
債務者　猪股　洋子
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４５４号
札幌市白石区菊水元町２条５丁目１番16号
債務者　髙田　和宏
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第９号
北海道恵庭市有明町２丁目13番20号
債務者　西村　　敏
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１号
札幌市東区北36条東18丁目３番18号　テラスハウス奥号
債務者　櫻井　大輔
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３９６号
盛岡市高松３丁目６番５号
債務者　竹沢　　開
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７２６号
埼玉県ふじみ野市北野１丁目１番２号　リエス上福岡101
債務者　佐藤　敬一
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１４７号
茨城県神栖市土合東２丁目５番26号、申立時の住所千葉県銚子市松岸町３丁目326番地の１　ソレイユウィンドⅠ　103
債務者　伊藤　元気
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７０号
千葉県東金市堀之内542番地３
債務者　小関　大司
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係